

令和 6 年度決算

財務書類

(統一的な基準による地方公会計)

宍粟市

目次

1. 財務書類の作成範囲及び作成基準について	P 1
2. 財務四表について	
①貸借対照表	P 2
②行政コスト計算書	P 3
③純資産変動計算書	P 4
④資金収支計算書	P 5
3. 財務分析について	
①資産形成度	P 6 – P 7
②世代間公平性	P 8
③持続可能性	P 9
④効率性、⑤自律性	P 10

1. 財務書類の作成範囲及び作成基準について

○財務書類の作成範囲

令和6年度における財務書類は、「一般会計等」と公営事業会計などの特別会計や公営企業会計を合わせた「全体会計」、宍粟市が関係する関連団体を含めた「連結会計」の3つの区分で作成します。

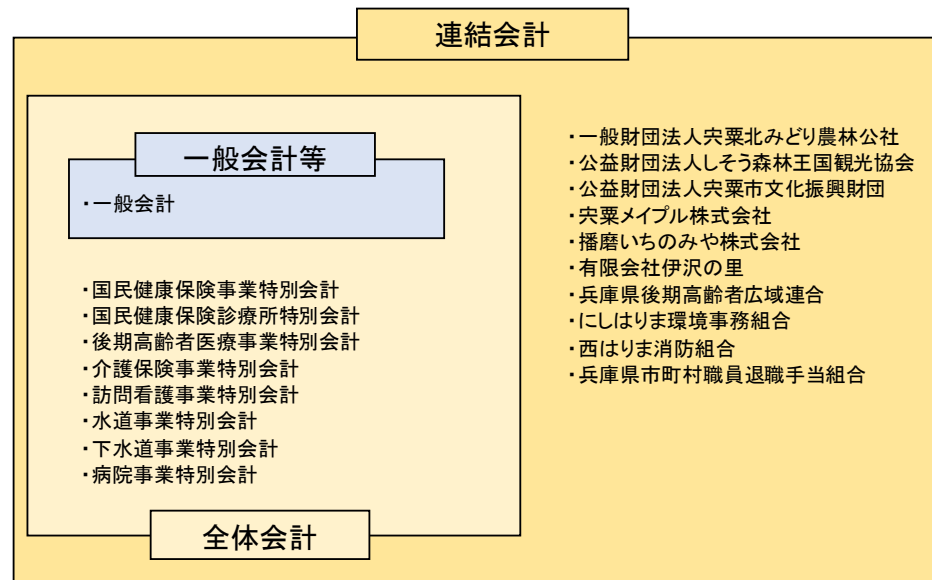
※1 一部事務組合・広域連合は全て比例連結の対象としています。

※2 第三セクター等については宍粟市の出資(出損を含む。)比率が50%超の団体及び役員の派遣, 財政支援等の実態から, 団体の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる団体について全部連結の対象としています。

○作成基準

作成基準日については令和7年3月31日です。

出納整理期間(令和7年4月1日から令和7年5月31日まで)の入出金は作成基準日までに終了したものとして処理をしています。

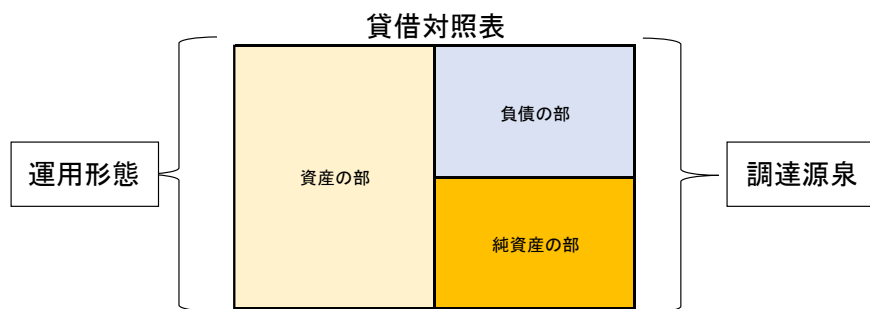


2. 財務四表について

①貸借対照表

宍粟市(全体会計)においては、令和6年度時点で資産額が1,013.5億円、負債額が606.6億円、資産のうち約59.9%が将来世代への負担で形成されています。純資産額は406.9億円、資産のうち約40.1%が現役世代の負担で形成されています。

前年度と比較して、資産額は19.7億円減少、負債額は31.9億円減少しました。資産の主な増減は、財政調整基金の積立による増加、現金預金の減少、減価償却による償却資産の減少です。負債の主な増減は、地方債の償還による減少です。



○令和6年度貸借対照表(全体会計)

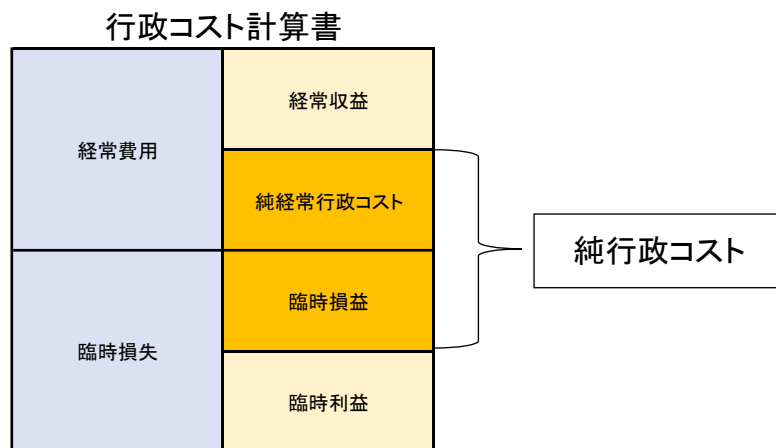
(単位:百万円)

科目	6年度	5年度	増減	科目	6年度	5年度	増減
【資産の部】				【負債の部】			
固定資産	92,747	94,854	-2,107	固定負債	53,909	57,574	-3,665
有形固定資産	83,902	85,962	-2,060	地方債等	38,596	41,937	-3,341
事業用資産	33,957	34,690	-733	退職手当引当金	3,140	3,125	14
インフラ資産	46,790	47,937	-1,146	その他	12,173	12,512	-339
物品	3,155	3,335	-180	流動負債	6,748	6,275	474
無形固定資産	1,829	1,953	-124	1年内償還予定地方債等	5,196	4,771	425
投資その他の資産	7,015	6,939	76	未払金	632	641	-10
投資及び出資金	557	456	101	賞与等引当金	615	534	81
長期延滞債権	353	426	-74	預り金	244	235	9
長期貸付金	145	140	5	その他	62	94	-32
基金	5,910	5,874	37	負債合計	60,658	63,849	-3,191
その他	50	42	8	【純資産の部】			
流動資産	8,606	8,466	141	固定資産等形成分	96,416	98,145	-1,729
現金預金	3,521	3,889	-368	余剰分	-55,723	-58,674	2,951
未収金	1,162	1,034	128	純資産合計	40,693	39,471	1,222
短期貸付金	0	8	-8				
基金	3,669	3,283	387				
その他	255	252	2				
資産合計	101,353	103,320	-1,967	負債・純資産合計	101,351	103,320	-1,968

②行政コスト計算書

宍粟市(全体会計)においては、令和6年度の純経常行政コストは284.1億円であり、自治体を1年間運営する経常的なコストを表しております。また、臨時損失・利益を含めた、1年間の純粋なコストである純行政コストは285.6億円となっております。

前年度と比較して、純行政コストは3.3億円増加しております。主な増減は、人件費の増加、社会保障給付費の増加です。



○令和6年度行政コスト計算表(全体会計)

(単位:百万円、%)

科目	6年度		5年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常費用	34,459	100.0	34,023	100.0	436	0.0
人件費	7,209	20.9	6,741	19.8	468	1.1
物件費等	9,540	27.7	9,644	28.3	-104	-0.6
補助金等	13,537	39.3	13,668	40.2	-131	-0.9
社会保障給付	3,446	10.0	3,235	9.5	211	0.5
その他	727	2.1	734	2.2	-7	-0.1
経常収益	6,053		5,959		93	
使用料及び手数料	4,940		4,808		132	
その他	1,113		1,152		-39	
純経常行政コスト	28,406		28,064		343	
臨時損失	201		220		-19	
災害復旧事業費	103		34		68	
その他	98		186		-88	
臨時利益	42		50		-8	
純行政コスト	28,565		28,234		331	

③純資産変動計算書

宍粟市(全体会計)においては、純行政コストから財源を差引いた数字である令和6年度の本年度差額が12.1億円であり、税収等や国県補助金の財源で1年間のコストを賄えたことを表しております。また、固定資産の寄附等による無償所管換等を加えた本年度純資産変動額は12.2億円であり、純資産額が前年度に比べ増加していることを表しております。

○令和6年度純資産変動計算表(全体会計)

(単位:百万円)

科目	6年度	5年度	増減
前年度末純資産残高	39,470	38,543	927
純行政コスト(△)	-28,565	-28,234	-331
財源	29,775	29,183	592
税収等	20,008	19,716	292
国県等補助金	9,767	9,467	300
本年度差額	1,210	949	261
資産評価差額	-5	-1	-3
無償所管換等	19	-21	40
その他	-2	1	-3
本年度純資産変動額	1,222	928	295
本年度末純資産残高	40,691	39,470	1,221

④資金収支計算書

宍粟市(全体会計)においては、令和6年度の業務活動収支が43.5億円、投資活動収支が▲18.0億円、財務活動収支が▲29.2億円であり、業務活動の黒字額で投資活動と財務活動の赤字額を補填していることが分かります。

業務活動収支
投資活動収支
財務活動収支

○令和6年度資金収支計算表(全体会計)

(単位:百万円)

科目	6年度	5年度	増減
業務活動収支	4,347	4,510	-163
業務支出	30,683	30,324	359
業務費用支出	13,551	13,278	273
移転費用支出	17,132	17,046	86
業務収入	35,041	34,844	197
臨時支出	103	34	68
臨時収入	91	24	67
投資活動収支	-1,802	-1,861	59
投資活動支出	2,935	2,753	181
投資活動収入	1,132	892	240
財務活動収支	-2,916	-2,902	-14
財務活動支出	5,205	5,689	-483
財務活動収入	2,289	2,787	-498
本年度資金収支額	-372	-254	-118
前年度末資金収支額	3,685	3,939	-255
本年度末資金残高	3,312	3,685	-373

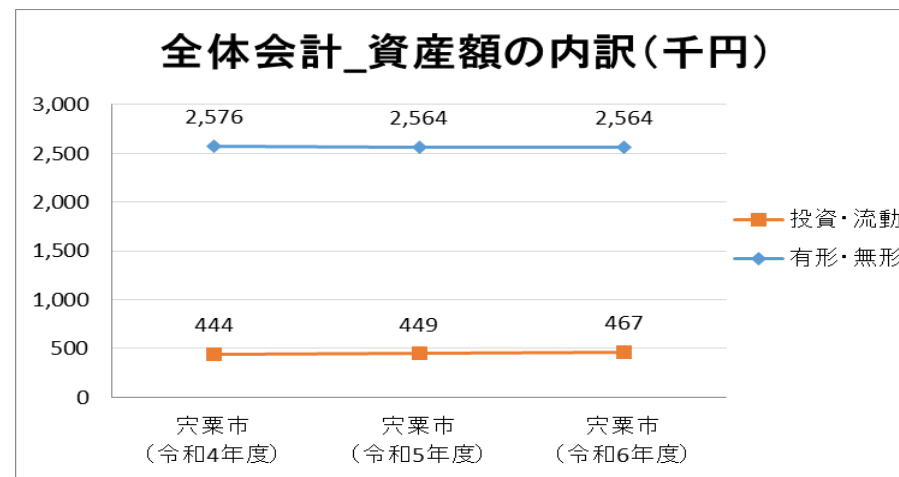
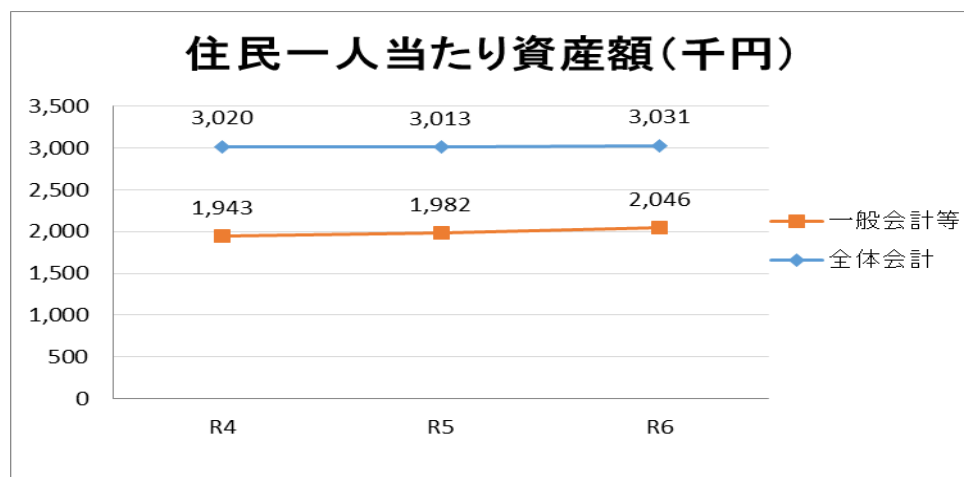
前年度末歳計外現金残高	204	173	31
本年度歳計外現金増減額	4	31	-28
本年度末歳計外現金残高	208	204	4
本年度末現金預金残高	3,519	3,889	-369

3. 財務分析について

財務書類を用いた財務分析を行います。ここでは、3カ年の経年比較を行います。

① 資産形成度 「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」

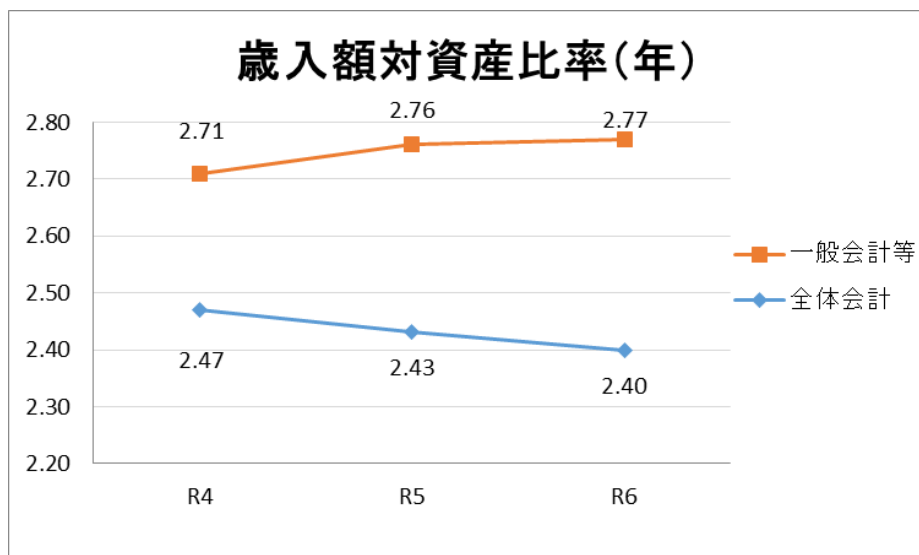
1. 住民一人当たり資産額(全体会計)【資産額/住民人口(R7.3.31)】



穴栗市が保有する資産額を住民人口で除して、一人当たりの金額を算出したものです。穴栗市においては、令和6年度時点で3,031千円となっており、令和5年度時点と比較すると18千円増加しております。人口と資産合計は減少しておりますが、人口の減少割合が大きいため、当該数値が増加しております。

穴栗市として、住民人口や町の面積等に応じた適正な資産規模を把握して維持していくことが重要です。

2. 歳入額対資産比率(全体会計)【資産合計/歳入総額】

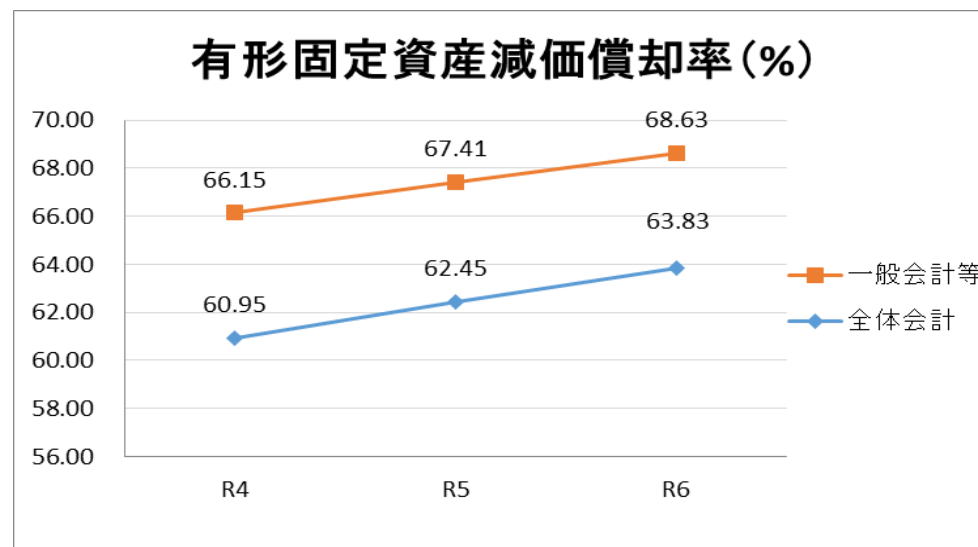


本年度の歳入総額に対する資産の比率を示したもので、これまで取得した資産が、歳入の何年分に相当するかを表したものです。宍粟市においては、令和6年度時点で2.40年となっており、令和5年度時点と比較すると0.03年減少しています。

この指数が低い場合は、資産形成の施策はとられていなかったか、あるいは財政面で過大な負担にならないような社会資本整備を進めてきたということです。一方、この指数が高い場合は、資産形成の施策がとられてきたということになり、今後の施設更新などの財政的な負担を考える必要があります。

3.有形固定資産減価償却率(全体会計)

【減価償却累計額/(有形固定資産取得価額等-非償却資産取得価額等)】

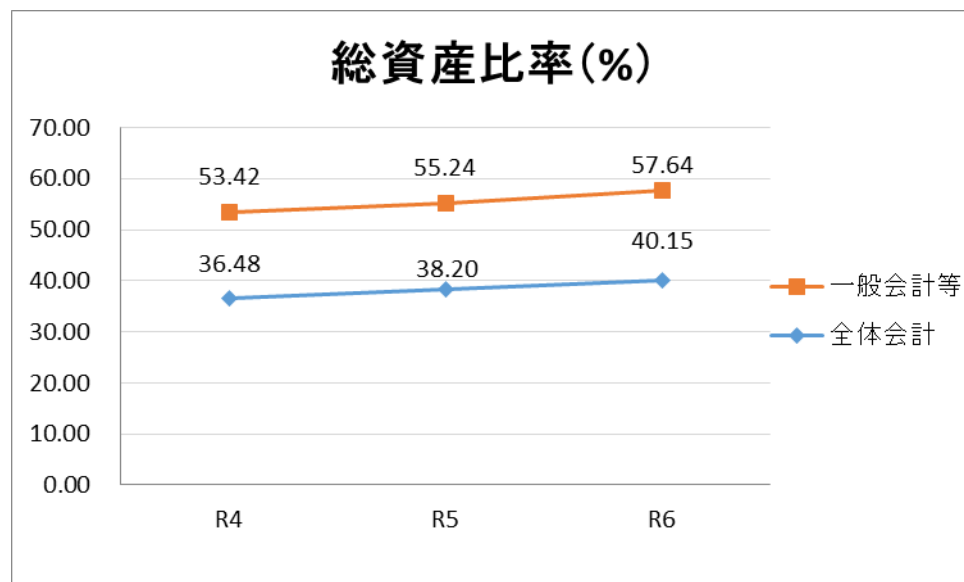


土地や建設仮勘定等の非償却資産以外の有形固定資産を一定の耐用年数によって減価償却を実施した場合、年度末における資産がどれだけ老朽化しているか表す指標です。100%に近いほど老朽化が進んでいることを表します。

令和5年度時点と比較すると、1.38ポイント増加しています。これは、これまでに取得した資産から生じる減価償却費の累積が影響しており、宍粟市が所有する有形固定資産の老朽化が進んでいることを表します。基本的には増加傾向にあり、既に耐用年数を迎えた施設があると考えられます。

②世代間公平性「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」

1.純資産比率(全体会計)【純資産合計/資産合計】

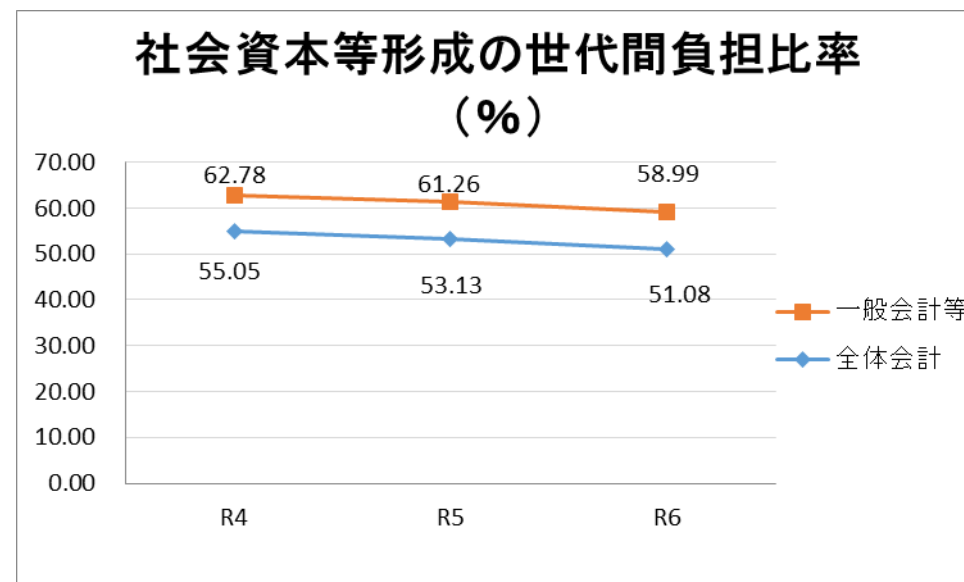


宍粟市が保有する資産のうち、現世代で負担している割合を示すものとなります。宍粟市においては、令和6年度時点で40.15%となっており、令和5年度時点と比較すると1.95ポイント増加しています。これは、将来世代への負担割合が減少したことを表しております。地方債の償還により負債額が減少したことが要因です。

世代間のバランスに配慮しながら公共施設の整備を実施していく必要があり、今後も地方債の償還を進め、数値を平均的な範囲へ近づけることが一つの指針になると思われます。

2.社会資本等形成の世代間負担比率(全体会計)

【(地方債+1年内償還予定地方債)/(有形固定資産+無形固定資産)】

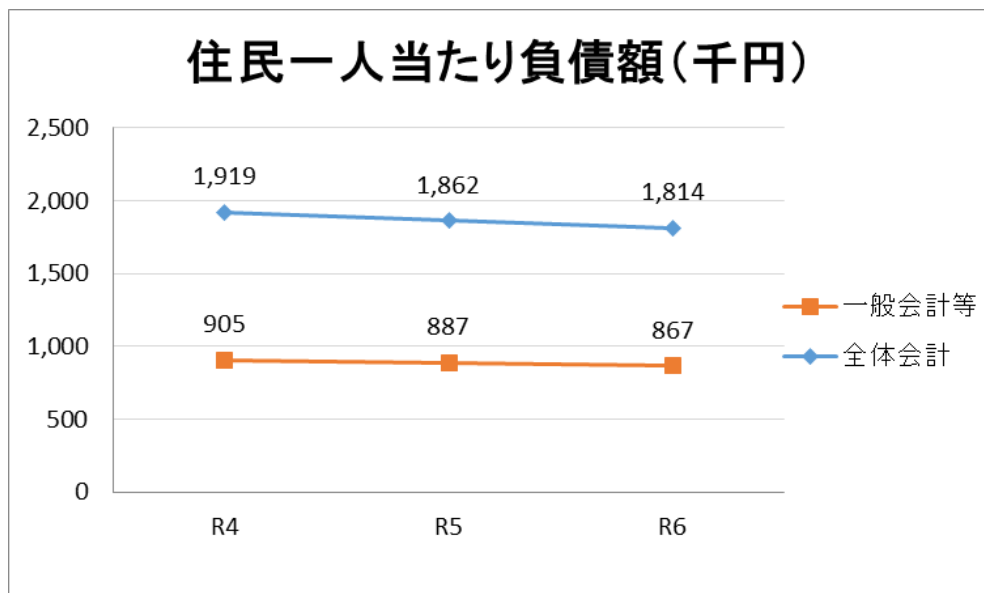


この指標は有形固定資産の形成に係る将来世代の負担比率を表したものになります。前述の「純資産比率」は、貸借対照表における資産と純資産の割合であるのに対して、この指標は有形・無形固定資産と地方債に着目して算出したものです。

宍粟市においては、令和6年度時点で51.08%となっており、令和5年度時点と比較すると2.05%減少しているため、将来世代への負担が小さくなっていることを表しております。引き続き将来世代に向けた資産形成と負債額のバランスを改善していく必要があります。

③ 持続可能性(財政に持続可能性があるか)

1. 住民一人当たり負債額(全体会計)【負債合計/住民人口】

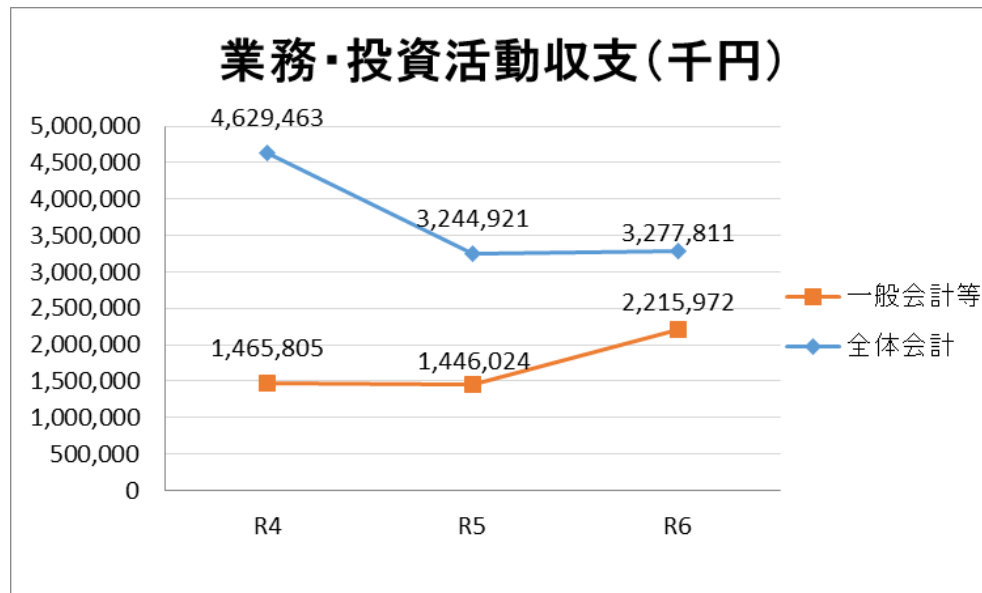


宍粟市が保有する負債額を住民人口で除して、一人当たりの金額を算出したものです。住民一人当たりの資産額と対比し、財政の健全性を検討する指標です。

宍粟市においては、令和6年度時点で1,814千円となっており、令和5年度よりも48千円減少しております。直近3年間において、人口と負債合計は減少しておりますが負債合計の減少割合が大きいため、当該数値は減少しております。負債合計の減少は、地方債の残高の減少が要因です。

2. 業務・投資活動収支(全体会計)

【(業務活動収支+支払利息支出)+(投資活動収支+基金積立金支出-基金取崩収入)】

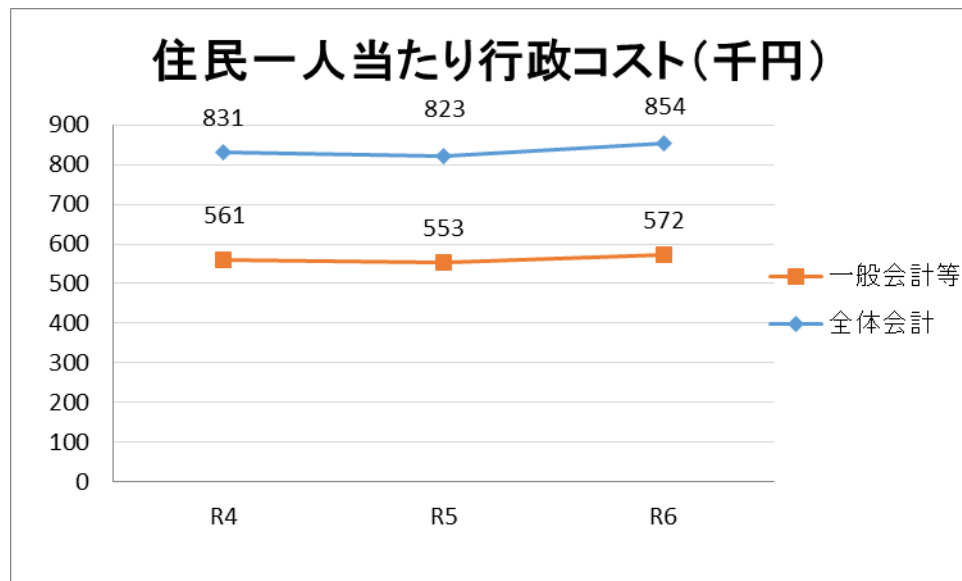


資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息を除く)と投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入額を除く)の合計額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。

宍粟市においては、令和6年度時点で3,277,811千円であり、直近3年間はプラスの数値を推移しております。業務・投資活動収支はプラスであれば地方債が償還できる余力があることを表し、マイナスであれば地方債が増加したことを表します。また、公共施設の老朽化対策等の必要な投資を行った結果、投資活動収支がマイナスになることもあるため、一概にプラスであれば評価できるものではありません。

④ 効率性「行政サービスは効率的に提供されているか」

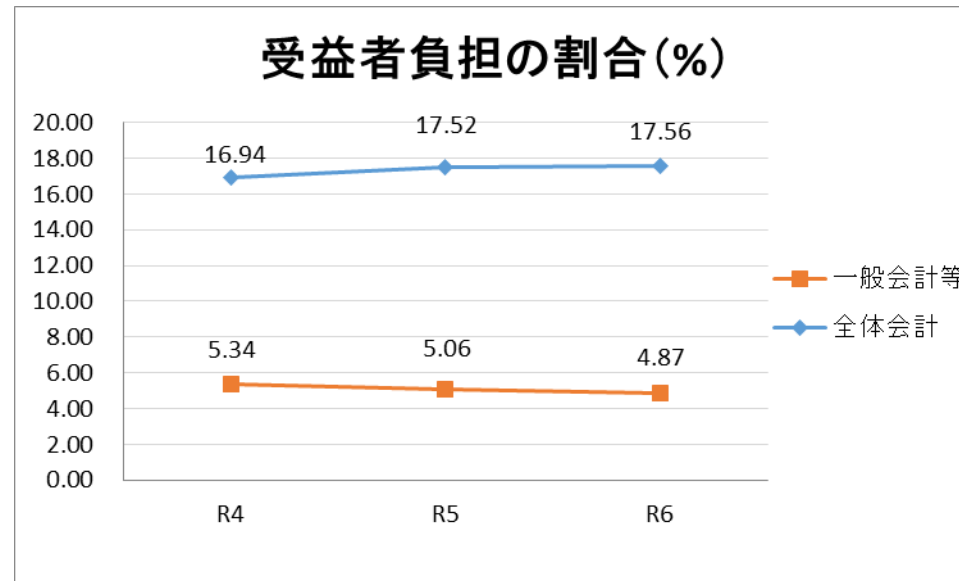
1. 住民一人当たり行政コスト(全体会計)【純行政コスト/住民人口】



宍粟市の行政コストを住民人口で除して、一人当たりの金額を算出したものです。宍粟市においては、令和6年度時点で854千円となっており、令和5年度と比較する31千円増加しています。市町村の人口規模や面積等により、必要となるコストは異なるため、他団体と単純比較することは適切ではありません。施設別や事業別などの行政コストで比較することで、施設や事業の効率性の度合いを分析することができます。

⑤ 自律性「受益者負担の水準はどうなっているか」

○受益者負担比率(全体会計)【経常収益/経常費用】



宍粟市の経常費用のうち、サービスの受益者が直接的に負担するコストの比率です。宍粟市においては、令和6年度時点で17.56%となっており、令和5年度と比較すると0.04ポイント増加しています。

受益者負担の割合が低いことは、住民にとってはありがたいことだと言えますが、その分の負担については将来世代へ先送りされ、世代間の公平性に問題があるとも言えます。

この指標は、あくまで全体会計の全体の数値です。さらに施設別や事業別など個別に受益者負担割合を算出することにより、各事業・施設の受益者負担の状況を分析し、使用料等の料金改定などの必要性や根拠として活用できます。